

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」というミッションのもと、限られた資源が大切に使われ、誰もが新たな価値を生み出せる社会の構築をめざしております。

経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コンプライアンス経営の徹底を通じて、企業価値の向上に努めることを基本的な方針として、ステークホルダーのみなさまの信頼に応えるべく、今後も経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長、発展に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則2 - 6】

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

【補充原則4 - 1】

当社が事業展開するインターネット業界は、環境・技術の変化が早いと見られ、具体的・固定的な中長期計画を策定することは適切ではないと考えております。当社は、IR活動等を通じて中長期的な経営戦略の説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

本項目に基づく開示は、本報告書末尾の「コーポレート・ガバナンス基本方針」に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田 進太郎	38,502,546	23.94
富島 寛	8,510,900	5.29
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	7,471,119	4.65
株式会社suadd	6,567,000	4.08
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,507,300	3.42
MSIP CLIENT SECURITIES	5,143,287	3.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,721,500	2.94
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	3,509,178	2.18
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	3,267,568	2.03
ユナイテッド株式会社	2,610,000	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠田 真貴子			篠田真貴子氏にはダイバーシティ&インクルージョン、ESG、ファイナンス等における専門的な知識や深い経験を活かして、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を頂いております。また、指名報酬委員として取締役・監査役・上級執行役員の評価・報酬の審議やコーポレートガバナンス体制の向上に向けた議論等にも深く関与いただいております。 加えて、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
村上 憲郎		村上憲郎氏の出身元であるグーグル合同会社と当社グループとの間には、2022年6月期において当社連結売上高の2%を超える取引がありました。村上氏が同社の名誉会長を2011年に退任してから10年が経過しており、同氏と当社との関係性は特別な利害関係を有するものではありません。	村上憲郎氏にはグローバル企業の経営経験及び技術的な知見を活かして、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を頂いております。また、指名報酬委員として取締役・監査役・上級執行役員の評価・報酬の審議やコーポレートガバナンス体制の向上に向けた議論等にも深く関与いただいております。 加えて、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
渡辺 雅之			渡辺雅之氏は国内外においてIT企業の起業・経営経験を有していることから、事業のグローバル展開に関する知見等を活かして、成長を続ける当社経営への監督・助言に貢献いただくと考え取締役に選任しております。また、指名報酬委員として取締役・監査役・上級執行役員の評価・報酬の審議やコーポレートガバナンス体制の向上に向けた議論等にも関与いただく予定であります。加えて、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	1	1	3	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	1	1	3	0	0	社内取締役
------------------	---------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

取締役会の諮問機関として、次の事項について審議し、取締役会に対して提案を行います。

- (1) 取締役及び上級執行役員の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
 - (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
 - (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
 - (4) 取締役及び上級執行役員の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
 - (5) 取締役の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
 - (6) 後継者計画(育成を含む)に関する事項
 - (7) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項
- また、次の事項について審議し、監査役会に対して提案を行います。
- (8) 監査役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
 - (9) 監査役の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、定期的及び随時に会合を持ち、監査体制、監査計画、監査の実施状況等に関して意見及び情報の交換を行い、相互に連携を図っております。また、内部監査室と監査役は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と四半期毎等、定期的及び随時に会合を持ち、監査体制、監査計画、監査の実施状況等に関して意見及び情報の交換を行い、相互に連携を図っております。さらに、内部監査室と監査役は、内部統制の構築及び維持等を担当する部門と定期的に情報交換の場を持ち、必要に応じて調査依頼をするなど有機的連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福島 史之	公認会計士													
角田 大憲	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島 史之			福島史之氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また当社の常勤監査役として適切な内部統制構築における助言及び意見を頂いていることから、当社のコーポレート・ガバナンス、内部統制及び監査に貢献していただけることを期待して監査役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
角田 大憲			角田大憲氏は企業法務領域で高い専門性を有する法律事務所のパートナー弁護士を務め、また他社での社外監査役及び社外取締役としての経験を持ち、特に会社法及びコーポレート・ガバナンスに精通していることから、当社のコーポレート・ガバナンス、内部統制及び監査に貢献していただけることを期待して選任しています。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、当社グループが挑戦を続け、中長期の企業価値の向上を実現するにあたり、「人」への投資を行ってそのパフォーマンスと貢献意欲を最大化させ、また、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切にリスクテイクを図ることができるよう、取締役(社外取締役を除く。)に対するインセンティブ報酬として、2020年9月よりストック・オプション制度を導入しております。当該ストック・オプションも含めた取締役の報酬内容、報酬水準の妥当性については、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会での諮問を経ることで、確保しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、2020年9月より新たなインセンティブ型報酬としてストック・オプション制度を導入いたしました。当該ストック・オプションは、業務執行を担当する取締役に対して付与されるものであり、株主価値の増大と適切なリスクテイクを図ることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役及び監査役のそれぞれの報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額を開示しております。報酬等の総額が1億円を超える取締役について個別に開示を行っております。

<https://pdf.irpocket.com/C4385/f909/AZYr/CX3k.pdf>

取締役(社外取締役を除く。)については、対象となる役員は2名、固定報酬が47百万円、株価条件付ストック・オプションが310百万円、総額358百万円となります。

社外取締役については、対象となる役員は4名、報酬等はすべて固定報酬であり、総額28百万円となります。

監査役(社外監査役を除く。)については、対象となる役員は1名、報酬等はすべて固定報酬であり、総額20百万円となります。

社外監査役については、対象となる役員は4名、報酬等はすべて固定報酬であり、総額28百万円となります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び個人別の報酬等の内容に係る決定方針を指名報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により以下のとおり定めております。また、構成員の過半数を独立社外取締役が占めている指名報酬委員会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認していることから、取締役会として個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものと判断しております。

基本方針

当社は、取締役の主な職務が当社グループ全体の経営に対する監督及び中長期におけるグローバルでの成長戦略の立案・けん引であることに鑑み、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針としております。

取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、固定報酬及び中長期のインセンティブ報酬としての株価条件付ストック・オプションにより構成しております。株価条件付ストック・オプションについては、取締役のパフォーマンスと貢献意欲を最大化させかつ株主価値と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることができるようなインセンティブを付与するための適切な制限や条件を設定しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、会社からの独立性を保つため、固定報酬のみにより構成しております。

報酬の種類と概要

(1) 固定報酬

各取締役の職責、能力、成果、会社への貢献及び会社の業績や経済状況等を総合的に勘案して決定します。

(2) 株価条件付ストック・オプション

・制度の概要

当社は、当社の取締役(社外取締役を除き、以下、「対象取締役」という。)を対象に、当社グループが挑戦を続け、中長期の企業価値の向上を実現するにあたり、「人」への投資を行ってそのパフォーマンスと貢献意欲を最大化させること、また、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることを目的として、当社の時価総額に連動するストック・オプション制度を導入しております。

・株価条件付ストック・オプションの算定方法

A. 支給対象役員

当社の対象取締役2名を対象とします。

B. 支給する財産

当社普通株式を対象とする新株予約権とします。新株予約権1個につき、当社普通株式1株を取得する権利を有します。

C. 確定数

当社は、2020年10月12日を割当日として、支給対象役員に対して、合計265,522個の新株予約権を付与することを決議しております。

D. 個別支給数の算定方法

個別支給数の算定方法は、次のとおりです。なお、ここにいう個別支給数とは、各対象取締役に割り当てられた新株予約権のうち、株価条件の達成により行使可能となる新株予約権の数をいいます。

個別支給数 = 役位別基準個数 × 支給率

支給率は、新株予約権の割当日から2030年9月24日に至るまでの間の特定の連続する5営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を

除く。)において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額(次式によって算出するものをいいます。以下同じ。)がいずれも1兆円を超過した場合には1とし、その他の場合には0とします。

なお、2022年6月期中に上記の株価条件は充足されました。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数() - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数()) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値()

()いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・監査役に対しては、取締役会・監査役会の招集やその他の各種連絡事項の伝達等を適時に行ってまいります。また、事業理解を深めていただくため、社外取締役・監査役へ向けた当社の事業説明等を適宜行ってまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した社内取締役と客観的な視点を持つ社外取締役で構成する取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定しつつ、監督と執行を分離し、上級執行役員を中心とする執行部門への業務執行権限の委譲を促進することで、中長期の企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。また、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長をするために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

(a) 取締役会

取締役会は取締役5名(うち社外取締役3名)で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会は月1回定期的に開催され、担当取締役より業務執行状況の報告が実施されており、必要に応じて臨時取締役会の開催も行っております。

なお、第10期(2021年7月1日～2022年6月30日)において、取締役会の開催回数は14回であり、取締役及び監査役の出席状況は以下のとおりです。

- ・取締役 山田進太郎:14回 / 14回
- ・取締役 小泉 文明:14回 / 14回
- ・取締役 高山 健:14回 / 14回
- ・取締役 篠田真貴子:14回 / 14回
- ・取締役 村上 憲郎:11回 / 11回
- ・監査役 栃木真由美:14回 / 14回
- ・監査役 福島 史之:14回 / 14回
- ・監査役 角田 大憲:11回 / 11回

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役1名の合計3名で構成されており、2名が社外監査役であります。

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席を通じ、取締役会の意思決定の状況及び各取締役に対する監督義務の履行状況を監視し検証しています。また、役員へのヒアリング及び重要な決裁書類の閲覧等並びに主要な子会社の取締役及び監査役等への定期的な聴取などを通じて、取締役の職務執行について監査しています。各監査役は、独立した立場から経営に対する適正な監視を行う一方で、監査役会において情報を共有し、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

なお、第10期(2021年7月1日～2022年6月30日)において、監査役会の開催回数は13回であり、監査役の出席状況は以下のとおりです。

- ・監査役 栃木真由美:13回 / 13回
- ・監査役 福島 史之:13回 / 13回
- ・監査役 角田 大憲:9回 / 9回

(c) 内部監査

当社は代表取締役の直轄の組織として内部監査室を設置しており、担当者を6名配置しております。内部監査室は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。代表取締役は被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。

(d) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題については、随時指導を受け適切な会計処理に努めております。

(e) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外監査役につきましては金300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、各社外取締役及び監査役栃木真由美氏につきましては同法第425条第1項に定める額としております。

(f) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社(但し、Mercari, Inc.及び株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーを除きます。)の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害(但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険

者の実質的な保険料負担はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。事業に精通した社内取締役と客観的な視点を持つ社外取締役で構成する取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定しつつ、監督と執行を分離し、上級執行役員を中心とする執行部門への業務執行権限の委譲を促進することで、中長期の企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。また、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性・透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長をするために有効であると判断し、現在の体制を採用しております。さらに、当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置することにより、経営陣の指名及び報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。

当社の取締役会の構成として、社内取締役2名に対して社外取締役を3名選任し、社内監査役1名及び社外監査役2名と共に経営の透明性と公正性を確保しております。取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底するため、それぞれに企業経営の経験者や弁護士・会計士等の専門家を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の早期開示に努めております。本年度においては、株主総会開催日の13営業日前に日本語版・英語版の招集通知を当社ウェブサイト上にて開示いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しております。本年度は、2022年9月28日(水)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2019年第7回定時株主総会より、インターネットを通じた議決権の行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、2019年第7回定時株主総会より、議決権行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト等にて、英語版(全文訳)の招集通知を、日本語と同日に掲載しております。
その他	< 招集通知について > 投資判断をしていただく上で必要な情報を分かりやすくお伝えすべく、図や写真等を用いたカラーでの掲載を行っております。 また、当社ウェブサイト上に招集通知を掲載し、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、「ディスクロージャーの基本方針」「情報開示の方法」「沈黙期間について」「将来の見通しについて」及び「風説の流布への対応について」から構成されるIRポリシーを策定しており、当社ウェブサイトに掲載しております。 https://about.mercari.com/ir/strategy/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会の中で事業に関する説明を行い、個人投資家の方との対話の場を設けております。また、当社IRサイト内に問い合わせ窓口を設け、個人投資家の皆さまからのご質問に回答しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表に合わせてアナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的で開催し、経営の状況や戦略・施策、見通しについて説明しております。終了後には、速やかにその動画や質疑応答の要約を公開しています。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	フェアディスクロージャの観点より、同時通訳を採用した、アナリスト・機関投資家向けの説明会のライブ配信を行っております。説明会終了後には、速やかにその動画や質疑応答の要約を公開しています。また、オンライン会議や証券会社が主催する海外投資家向けオンラインカンファレンスを活用した海外IRを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内にて、日本語・英語のフェアディスクロージャに努めております。 https://about.mercari.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部門に専任者を設置しております。	
その他	自社メディア「mercan」や「merpoli」、YouTubeチャンネル「mercari R4D」を通して、自社の文化やサービス、取り組み内容を積極的に発信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、地球資源を人々があらゆる活動を行う上でのFoundation(基盤・根幹)であると考え、限りある資源が大切に使われながら人々が豊かに暮らすことができる循環型社会の実現を目指しております。そのため、当社グループのみならず、お客さま、ビジネスパートナー、地域社会や投資家など様々なステークホルダーとこれらの理念を共有し、共創することが必須であると考え、上級執行役員会の諮問機関としてESG委員会を設置し、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組む旨をコーポレート・ガバナンス基本方針に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動を含むCSR活動等の実施状況等、企業の社会的責任についてのステークホルダーへのご報告等を、サステナビリティレポートとして掲載しております。また、メルカリのコーポレートサイトではサステナビリティに関するページを設けています。 https://about.mercari.com/sustainability/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の定める「ディスクロージャーの基本方針」「情報開示の方法」「沈黙期間について」「将来の見通しについて」及び「風説の流布への対応について」から構成されるIRポリシーに則り、適切な情報提供に努めております。また、重要な情報においては、フェアディスクロージャの観点より日本語/英語の同時開示を行っております。
その他	当社はマテリアリティの1つとして「ダイバーシティ&インクルージョンの体現」を掲げております。多様なバックグラウンドを持つ人材がポテンシャルを最大限に発揮して働ける環境を整えることを目指し、2021年9月より、新たな独自制度「YOUR CHOICE」を開始いたしました。本制度は、社員それぞれがリモート・出社の有無や働く場所など、個人と組織のパフォーマンスおよびバリュー発揮がもっとも高まるワークスタイルを選択可能としております。さらに2021年12月には育児・介護等でキャリアを中断した方を対象としたキャリア再開支援プログラム「Mercari Restart Program」の募集を開始したり、社内におけるダイバーシティ&インクルージョンに関する理解力向上のための研修プログラムの開発・実行するなど、多様な働き方を尊重した、新しいワークスタイルの構築に取り組んでおります。詳細につきましては、当社のサステナビリティページ及びサステナビリティレポートをご参照ください。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

- (a)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識を持って、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ・職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - ・社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み(以下、「公益通報制度」という。)を構築する。
 - ・取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とする。
- (b)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

・ 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

(c)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・ 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む。)は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。

・ 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(d)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識したうえで、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。

・ 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制を構築する。

(e)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。

・ 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。

・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び稟議規程を制定する。

(f)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。

・ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

(g)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じる。

・ 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保する。

・ 上記(d)の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

・ 子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。

・ 当社の内部監査担当は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有する。

(h)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・ 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人(以下、「監査役の補助者」という。)を置くことを取締役会に対して求めることができる。

・ 監査役の補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集する。

・ 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

・ 監査役の補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができる。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

・ 当社は、監査役の補助者に職務遂行上必要な調査権限及び情報収集権限を付与する。

(i)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

・ 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。

・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

・ 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができる。

(j)子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

・ 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

・ 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告する。

・ 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができる。

(k)監査役の職務の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当の役員に事前に通知するものとする。

(l)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

・ 監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。

・ 監査役は、必要に応じて独自に弁護士、公認会計士及びその他の専門家の助力を得ることができる。

・ 監査役は、定期的に内部監査担当と意見交換を行い、連携の強化を図る。

(m)財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

(n)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化している。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

・ コンプライアンスの担当部署を反社会的勢力排除の責任部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を

未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
 ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「倫理規程」において、反社会的勢力の排除を掲げ、暴力団をはじめとした反社会的勢力と一切の関わりをもたないこと、及び反社会的勢力が当社に関わりを求めてくる場合は、毅然とした態度でこれを拒絶することを宣言しております。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力の排除に向けて、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応細則」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

(b) 対応統括部署

当社は、コンプライアンスの担当部署を反社会的勢力排除の責任部署と位置付け、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに責任部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

当社と関係を持つ前に、ダウ・ジョーンズ、インターネット検索、及びその他データベースを利用して、株主、役職員、新規取引先と反社会的勢力との関係を示すような情報がないか確認を行っております。また、既存の取引先等において、反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合は、速やかに取引関係等を解消する体制を採っております。

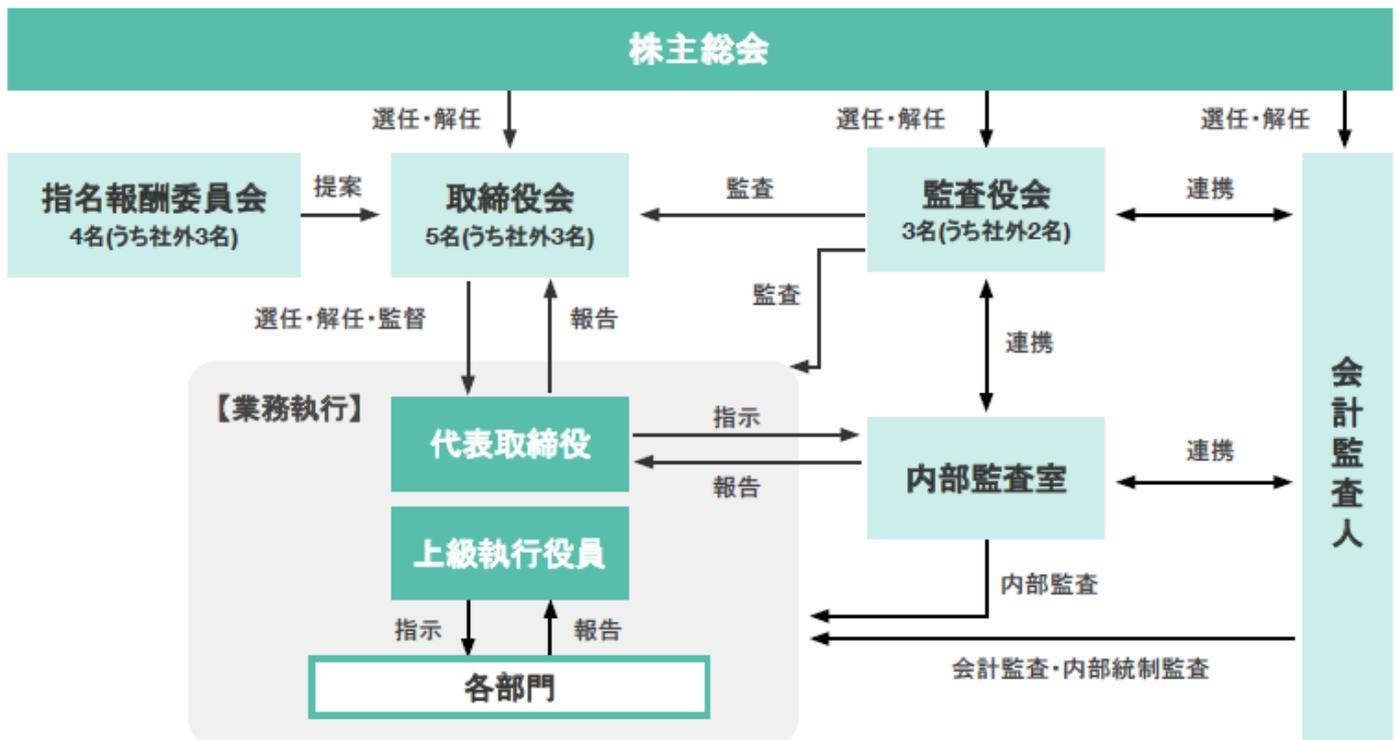
その他

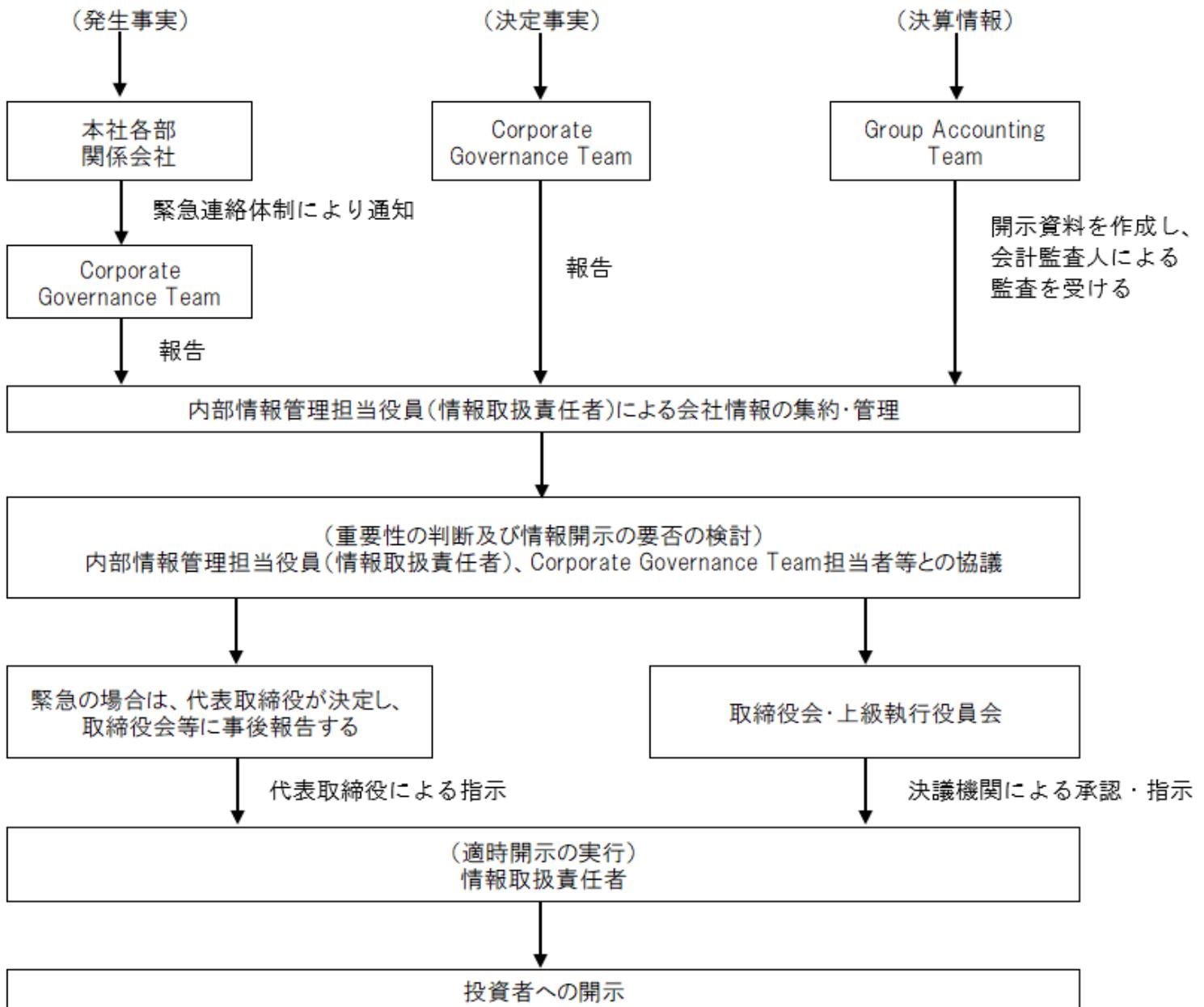
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項





コーポレート・ガバナンス基本方針



2021年12月16日 制定
2022年 4月28日 改定

目次

- 1 総則
 - (1) 基本的な考え方と制定目的 [2-1、2-2、2-2①、3-1(i)(ii)、4-1]
- 2 株主の権利・平等性の確保
 - (1) 株主の権利の確保 [1、1-1、1-1③]
 - (2) 株主との対話 [1-2①、3、3-1①、5、5-1、5-1①②③]
 - (3) 株主総会 [1-1①③、1-2、1-2②③④⑤、3-1②]
 - (4) 資本政策 [1-3、1-6、5-2]
 - (5) 配当政策 [1-3]
 - (6) 政策保有株式 [1-4]
 - (7) 関連当事者間取引 [1-7、4-3]
- 3 コーポレート・ガバナンス体制
 - (1) 機関設計 [4-10、4-10①]
 - (2) 取締役会の役割 [3-1③、3-2②、4、4-1、4-1①、4-2②、4-3、4-5、5-2①]
 - (3) 取締役会の構成 [4-6、4-8、4-11、4-11①]
 - (4) 取締役会の実効性評価 [4-11、4-11③]
 - (5) 監査役会の役割 [3-2、3-2①②、4-4、4-4①]
 - (6) 指名報酬委員会 [3-1(iii)(iv)、4-1③、4-3、4-3①②、4-10、4-10①、4-11①]
 - (7) 取締役 [4-4①、4-5、4-7、4-8①②、4-11②、4-12、4-13①]
 - (8) 監査役 [4-4、4-5、4-11②、4-13①]
 - (9) 支援体制 [4-12①、4-13①②③]
 - (10) 取締役候補者の選定 [3-1(iv)(v)、4-3①、4-9、4-11①]
 - (11) 取締役の解任 [3-1(v)、4-3①③]
 - (12) 取締役の報酬 [3-1(iii)、4-2、4-2①]
 - (13) 役員のトレーニング [4-14、4-14①②]
 - (14) リスク管理体制 [4-3、4-3④]
- 4 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
 - (1) サステナビリティへの取り組み [2、2-3、2-3①、3-1③、4、4-2②]
 - (2) 社内の多様性の確保 [2-4、2-4①]
 - (3) 内部通報制度 [2-5、2-5①]

※ [] 内は対応するコーポレートガバナンス・コードの原則を表しています

1 総則

- (1) 基本的な考え方と制定目的 [2-1、2-2、2-2①、3-1(i)(ii)、4-1]
- メルカリグループ（以下「当社グループ」という。）は、「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」というミッション達成に向け、「Go Bold」「All For One」「Be a Pro」というバリューに基づき、循環型社会を実現させ、社会に貢献する企業となることを目指す。この中で、当社グループがステークホルダーからの信頼を獲得し、持続的な企業価値を向上させるためには、経営の公正性・透明性を高め、健全なリスクテイクを推進するためのコーポレート・ガバナンス体制の継続的な向上が不可欠である。上記を踏まえ、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策を網羅的に定め、継続的に施策を検討し、改善することで実効性を向上させていくことを目的として本基本方針を定める。

2 株主の権利・平等性の確保

- (1) 株主の権利の確保 [1、1-1、1-1③]
- 当社グループは、少数株主や外国人株主を含むすべての株主について、保有する株式数に応じて平等に扱われるとともに、株主総会における議決権行使をはじめとする株主の権利が確保されるよう適切な対応に努める。
- (2) 株主との対話 [1-2①、3、3-1①、5、5-1、5-1①②③]
- 当社グループは、適時かつ公正な情報開示を行い、株主と建設的な対話を行うことで中長期的な企業価値の向上に努める。
 - 株主との対話にあたっては、法令及び関連規則等を遵守し、インサイダー情報を伝達しないことをその基本方針とし、伝達する内容については、事前に法務担当部署や外部専門家に適宜確認を行う。
 - 株主の対応はIRを窓口とし、株主の希望及び目的等を踏まえ、合理的な範囲で適切に行う。また、建設的な対話を促進するため、IRと関連部署は意見交換や情報共有を定期的に行い、連携して対応を行う。
 - IRでは取り組みの一環として、株主との対話において把握された株主の意見・懸念の検討及びそれらに関する取締役・担当執行役員に対するフィードバックの実施等を行い、改善に努める。
 - 当社が事業を展開するインターネット業界は、環境・技術の変化が早く、具体的・固定的な中長期計画を策定することは適切ではないと考えるため、IR活動等を通じて中長期的な経営戦略の説明を行い、株主や投資家の理解促進に努める。
- (3) 株主総会 [1-1①③、1-2、1-2②③④⑤、3-1②]
- 株主総会は、当社の最高意思決定機関であり、株主の意思が経営に最大限反映されるよう、十分な環境整備を行う。
 - 株主総会関連の日程は、株主が適切に議決権を行使できるよう設定する。株主が、総会議案について十分な検討時間を確保できるよう、招集通知は、情報の適正性を確保した上で、可能な限り早期の発送に務める。なお、発送前に電子的方法により公表する。
 - すべての株主が適切に議決権を行使できるよう、招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームへの参加等により、株主の利便性を確保する。
 - 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等の株主権の行使を希望する場合に備え、信託銀行等とあらかじめ協議等を行う。
 - 株主総会の議決権行使において、相当数の反対票が投じられた議案については、原因の分析を行い、以後の対応の要否を取締役会で検討する。

- (4) 資本政策 [1-3、1-6、5-2]
- 当社グループは、現時点では成長段階にあることから中長期の成長に資する投資を優先する一方で、長期的には株主への利益還元と内部留保の充実の双方を実現することを目指す。なお、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合は、取締役会にてその必要性・合理性について十分に検討した上で、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所規則等に従って、株主等に十分な説明を行い、適法かつ適正に手続きをすすめる。
- (5) 配当政策 [1-3]
- 当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営上の重要課題として位置づける。現時点では、当社グループは成長過程にあるため、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のために投資に充当していく。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討する。
- (6) 政策保有株式 [1-4]
- 当社グループは、原則として政策保有株式を保有しない。
 - 他社上場株式を保有する場合は必要最低限の株数とし、当社とのシナジーに加え、当該企業の成長性やリスク、配当などのリターン等からその保有意義を十分に検討し、取締役会において決議する。
 - 政策保有株式の保有の合理性は適宜取締役会で確認し、保有意義の薄れた株式は、当該企業の状況を勘案した上で売却する。
 - 保有する株式の議決権行使は、議案内容を個別に検証した上で賛否を決定する。
- (7) 関連当事者間取引 [1-7、4-3]
- 取締役と会社との利益相反取引及び取締役の競業取引は、取締役会での決議を要し、それらの決議について特別の利害関係を有する取締役は、その決議に参加させない。
 - 関連当事者取引については、担当部署において取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について事前に確認を行うとともに、特に重要と考えられる取引については、取締役会において、取引の必要性・妥当性について十分に審議したうえで意思決定を行う。

3 コーポレート・ガバナンス体制

- (1) 機関設計 [4-10、4-10①]
- 会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択する。事業に精通した社内取締役と客観的な視点を持つ社外取締役で構成する取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定しつつ、監督と執行を分離し、上級執行役員を中心とする執行部門への業務執行権限の委譲を促進することで、中長期の企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る。また、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する。さらに、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置することにより、取締役及び上級執行役員の指名及び報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保する。
- (2) 取締役会の役割 [3-1③、3-2②、4、4-1、4-1①、4-2②、4-3、4-5、5-2①]
- 取締役会は、以下の3点について責任を負う。
 - 当社が「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」というミッションを実現すること
 - 株主をはじめ各種ステークホルダーの利益を最大化する効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現すること

- 当社が持続的な成長を実現すること
 - 取締役会は、前項の責任を果たすため、会社としての戦略的な方向付けを行ったうえで、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、重要な業務執行の決定等を通じて、意思決定を行う。
 - 取締役会は、取締役会が決定すべき事項につき、社内規程にてその内容を明確にする。また、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、上級執行役員会又は各上級執行役員等への権限委譲を進める。
 - 取締役会は、適切な内部統制のもとで効率的な業務執行が行われるようにするため「内部統制システムの基本方針」を定め、コンプライアンスやリスク管理等のための体制整備を行い、その運用状況を監督する。
 - 取締役会は、当社グループの事業ポートフォリオ及び経営資源（資金・人的資本・知的財産等）の配分の在り方に関する基本的な方針を定め、その実施内容を監督する。また、人的資本・知的財産に関する投資等については当社WEBサイト上で開示する。
 - 取締役会は、外部会計監査人による適切な監査の確保に向け、必要な対応を行う。
- (3) 取締役会の構成 [4-6、4-8、4-11、4-11①]
- 当社は、モニタリング型の実効性評価を取締役会を志向する。経営の公正性・透明性を担保するため、経営戦略の議論と業務執行の監督に適した人材を社外取締役として招聘し、その数が取締役会の過半数となるよう選任する。
 - 当社の取締役会が果たすべき役割の実現に必要な知識・経験・能力を取締役会全体として備えている状態になるよう取締役を選任する。
 - 当社の事業の内容及び成長段階を踏まえ、十分な多様性を確保できるよう取締役を選任する。
 - 取締役のスキルマトリクスは当社株主総会の招集通知上で開示する。
- (4) 取締役会の実効性評価 [4-11、4-11③]
- 取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を当社WEBサイト上で開示する。また、評価結果を踏まえた改善計画を策定、実施する。
- (5) 監査役会の役割 [3-2、3-2①②、4-4、4-4①]
- 監査役会は、経営陣から独立した組織として、取締役及び執行役員の職務執行、内部統制体制、会計等についての監査を行う。
 - 監査役会は、会計監査人を適切に評価するための基準を作成する。毎年1回、その基準に基づき、会計監査人の独立性、専門性について評価し、会計監査人の選解任等に関する株主総会への提出議案の内容を決定する。
 - 監査役会は、社外取締役が独立性を確保した上で円滑に情報収集できるよう、社外取締役との十分な連携をはかる。
 - 監査役会は、財務部門、内部監査部門をはじめとした関連部署との連携を確保し、適正に監査するために必要かつ十分な情報収集を行う。
 - 監査役会は、株主総会の決議により決定した監査役全員の報酬等の総額の範囲内で、監査役の報酬を協議により決定する。監査役の報酬は、その役割の観点から、基本報酬のみとする。
 - 監査役会は、会計監査人及び内部監査部門長を交えた定例会議を毎四半期及び期末月に実施する。

- (6) 指名報酬委員会 [3-1(iii)(iv)、4-1③、4-3、4-3①②、4-10、4-10①、4-11①]
- 指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成し、その過半数は社外取締役とする。
 - 指名報酬委員会は、次の事項について審議し、取締役会に対して提案を行う。
 - 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
 - 上級執行役員の選任・解任に関する事項
 - 代表取締役の選定・解職に関する事項
 - 役付取締役の選定・解職に関する事項
 - 取締役及び上級執行役員の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
 - 取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
 - 後継者計画（育成を含む）に関する事項
 - その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項
 - 指名報酬委員会は、必要に応じて次の事項についても審議し、監査役会に対して意見具申を行う。
 - 監査役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
 - 監査役の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
- (7) 取締役 [4-4①、4-5、4-7、4-8①②、4-11②、4-12、4-13①]
- 取締役は、受託者責任を認識し、中長期的で幅広い多様な視点から、市場や産業構造の変化を踏まえた会社の将来を見据え、会社の持続的成長に向けた経営戦略上重要な意思決定に参画する。また、取締役は会社経営に対する責任を負い、業務執行状況の監督を行う。
 - 取締役は、常に企業理念の実践を心がけ、取締役としての必要な見識、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する。
 - 取締役は、その職務を執行するために十分な情報を収集するとともに、取締役会において、それぞれの価値観、倫理観、経験及び知見に基づき、積極的に発言し、自由闊達で建設的な議論を行う。
 - 他社役員との兼職は、当社の職務執行に影響を及ぼさない範囲で行う。なお、重要な兼職の状況は株主総会の招集通知に記載する。
 - 社外取締役は、自らの経験と知識を活かし、独立した立場から、経営の監督機能、経営への助言機能、利益相反の監督機能を果たすとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に反映させる。
 - 社外取締役は、経営の監督機能強化に向け、社外取締役と監査役で構成する会合を定期的開催し、情報交換・課題共有をはかる。
- (8) 監査役 [4-4、4-5、4-11②、4-13①]
- 監査役は、受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上に向けて企業の健全性を確保し、監査役としての職務を執行する。
 - 監査役は、法令に基づき、業務監査及び会計監査を行う。
 - 監査役は、取締役の職務執行及び取締役会の監督義務の履行状況について、適法性監査及び妥当性監査を行う。
 - 監査役は、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を行う。
 - 監査役は、取締役会の意思決定及び内部統制システムの構築と運用状況を監視し検証する。
 - 監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる知識の習得、研鑽に努める。

- 他社役員との兼職は、当社の職務執行に影響を及ぼさない範囲で行う。兼職の状況は、株主総会の招集通知に記載する。
- (9) 支援体制 [4-12①、4-13①②③]
- 取締役会の審議充実を目的として取締役会事務局を設置し、以下の通り運営する。
 - 取締役会の年間スケジュールを作成し、審議事項の年間計画を立てる。
 - 取締役会において十分な議論ができる適切な審議時間を設定する。
 - 審議事項に関する資料は取締役会開催に先立ち、余裕を持った日程で配布する。
 - 上記に限らず、取締役会事務局は、社外取締役を含む取締役が意思決定を行うために必要な情報を、オンボーディングプログラム、取締役会資料回覧時の事前質問への回答、フリーディスカッション等を通じて随時提供する。
 - 監査役職務の補助、その他監査役活動を支援するべく、専任者で構成する監査役会事務局を設置する。
 - 監査役会事務局の業務執行者からの独立性確保に努め、監査役会事務局は、監査役指揮命令下で職務を執行する。
 - 内部監査部門その他執行機関は、取締役及び監査役職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的に提供する。
 - 取締役及び監査役職務の執行に必要と認められる予算を確保する。
- (10) 取締役候補者の選定 [3-1(iv)(v)、4-3①、4-9、4-11①]
- 選定手続
 - 取締役として十分な業務遂行が期待できるかどうか、選任基準に基づき、職務経歴書、面談、リファレンスチェックにより指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案する。
 - 再任者については、就任期間における評価結果も勘案し選任する。また、社外取締役は変化が激しい業界における適切な新陳代謝を図り、経営の規律や独立性を担保する観点から適切かどうかについても勘案する。
 - 社外取締役候補者は、独立性を担保するため、「社外取締役の独立性判断基準」を満たす者でなければならない。なお、「社外取締役の独立性判断基準」は取締役会が定め、その内容は別紙に記載する。
 - 選任基準
 - 企業価値向上意欲
 - ミッションへの強い興味関心、貢献意欲及び戦略の遂行能力を有している
 - 知識・経験・能力
 - グローバルテックカンパニーを目指す当社の取締役としてふさわしい水準を求める
 - 人格・倫理観
 - 優れた人格を有しており、誠実に職務を遂行できる
 - カルチャー・バリューの適性
 - 当社のカルチャーやバリューを体現する価値観や素養を有している
 - 既存の議論に建設的な異議をとなえ、よりよい経営判断に貢献する姿勢がある
 - 兼職状況

- 就任予定時に直接的な競合他社での就業実態が無く、兼職の稼働状況が合理的な範囲である
 - ダイバーシティ
 - 経歴等により、当社経営に対して多様性の観点から貢献できる
- (11) 取締役の解任 [3-1(v)、4-3①③]
- 次に挙げる基準の一つでも該当した場合、解任提案の対象とする。
 - 法令、定款、その他当社グループの諸規程に違反し、当社に多大な損失又は業務上の支障を生じさせた場合
 - 選任基準に定める資質を欠くことが明らかになった場合
 - 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損した場合
 - 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められた場合
 - 公序良俗に反する行為を行った場合
 - 健康上の理由等により職務遂行に著しい支障が生じた場合
 - 取締役の解任については、指名報酬委員会による公正かつ厳格な審議を経たうえで、取締役会における決議を経て、株主総会で承認される。
 - 代表取締役及び役付取締役の解任については、指名報酬委員会による公正かつ厳格な審議を経たうえで、取締役会において承認される。
- (12) 取締役の報酬 [3-1(iii)、4-2、4-2①]
- 基本方針
 - 当社は、取締役の主な職務が当社グループ全体の経営に対する監督及び、中長期におけるグローバルでの成長戦略の立案・けん引であることに鑑み、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針とする。
 - 取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬及び、中長期のインセンティブ報酬としての業績連動型ストック・オプションにより構成する。業績連動型ストック・オプションについては、取締役のパフォーマンスと貢献意欲を最大化させ、かつ、株主価値と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることができるようなインセンティブを付与するための適切な制限や条件を設定する。
 - 社外取締役の報酬は、会社からの独立性を保つため、固定報酬のみにより構成する。
 - 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
 - 当社の取締役の固定報酬は、原則として月例の固定報酬とし、各取締役の職責、能力、成果、会社への貢献及び会社の業績や経済状況等を総合的に勘案して決定する。
 - 業績連動型ストック・オプションの内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
 - 業績連動型ストック・オプションについては、2020年9月25日付有価証券報告書第一部第4「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」(4)(d)の内容に従い支給する。

- 固定報酬と業績連動型ストック・オプションの割合、及び、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方針、並びに、その全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときの事項
 - 固定報酬と業績連動型ストック・オプションの割合、及び、各取締役の報酬額（非金銭報酬等を含む。）は、取締役会から委任を受けた代表取締役が、取締役の報酬制度や報酬水準の妥当性、決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を確保するため、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会での諮問結果を踏まえた上で、各取締役の職責、能力、成果、会社への貢献及び会社の業績や経済状況等並びに基本方針を踏まえた上で決定する。なお、株式報酬を付与する場合は、指名報酬委員会での諮問結果を踏まえた上で、取締役会で個人別の割当株式数を決議する。
- (13) 役員のトレーニング [4-14、4-14①②]
 - 取締役会は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供について、社内体制を整備する。
 - 社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際は、オンボーディングプログラムの中で経営理念や企業文化、事業内容、財務、組織等、社内の情報について共有する。
 - 取締役及び監査役への就任後は、それぞれの責務や能力、経験等に合わせたトレーニング機会の提供・斡旋やその費用の支援を継続して行う。
- (14) リスク管理体制 [4-3、4-3④]
 - 取締役会は、適切な統制かつ適切なリスクテイクのもとで業務執行が行われるようにするため、内部統制システム構築の基本方針、コンプライアンス基本方針及びリスク管理基本方針等を定め、内部統制やリスク管理体制を適切に整備するとともに、コンプライアンスやリスク管理に係る重要な事項について定期又は随時に報告を受けること等により、当該統制及び体制が有効に機能するよう監督を行う。

4 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- (1) サステナビリティへの取り組み [2、2-3、2-3①、3-1③、4、4-2②]
 - 当社グループは、地球資源を人々があらゆる活動を行う上でのFoundation（基盤・根幹）であると考え、限りある資源が大切に使われながら人々が豊かに暮らすことができる循環型社会の実現を目指す。そのため、当社グループのみならず、お客さま、ビジネスパートナー、地域社会や投資家など様々なステークホルダーとこれらの理念を共有し、共創することが必須であると考え、上級執行役員会の諮問機関としてESG委員会を設置し、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組む。
 - ESG委員会は当社グループのマテリアリティ・KGI・KPIを設定し、代表取締役及びESG担当役員のもとその実現に取り組む。取締役会はマテリアリティ・KGI・KPIの妥当性、取り組みのプロセス及び結果を監督する。
 - 当社グループのサステナビリティに対する基本的な方針、取り組み及びその結果はサステナビリティレポート上で開示する。

(2) 社内の多様性の確保 [2-4、2-4①]

- 当社グループは、中核人材の登用における性別比率目標は置かないが、採用及び登用プロセスにおける定量的なKPIを設定し、属性に関わらず平等な機会が得られる仕組みづくりを実行する。これにより、人事プロセスにおける構造的な不平等や格差を是正し続ける。
- 上記の具体的施策、多様性の確保に向けた人材育成方針及び社内環境整備方針並びにそれらの実施状況及び結果はサステナビリティレポート上で開示する。

(3) 内部通報制度 [2-5、2-5①]

- 当社グループは、通報者が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、「内部統制システムの基本方針」に定めるとおり、適切な通報制度を整備する。

以 上

社外役員独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）又は社外役員候補者が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断する。

1. 現在及び過去10年間に於いて当社又は当社子会社の業務執行取締役、執行役員その他の使用人（以下総称して「業務執行者」という）であった者。
2. 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者又は法人の業務執行者。
3. 当社を主要な取引先¹とする者もしくはその業務執行者又は当社の主要な取引先²もしくはその業務執行者
4. 当社又は当社子会社の会計監査人もしくはその社員等。
5. 当社又は当社子会社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
6. 当社又は当社子会社から年間1,000万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者。
7. 過去3年間に於いて2.から6.に該当する者。
8. 配偶者又は二親等内の親族が、1.から7.（重要でない者を除く）に該当する者。
9. その他、1.から8.に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれがあると指名報酬委員会が判断する者。

¹ 当社が年間売上高の2%以上の支払いを行った取引先をいう。

² 当社が年間売上高の2%以上の支払いを受けた取引先をいう。